

第五章 元号「平成」の誕生

はじめに

「陛下が崩御になれば年号も更る。其れを知らぬではないが、余は明治二〇五年号は、永遠に続くものであるかの様に感じて居た……」とは、徳富蘆花が『みみずのたはごと』(大正二年刊)に記すところである。その明治をはるかに越えて、干支一巡以上続いた昭和のもとで生まれ育った私どもは、やはり漠然とそれが永続するかのように信じていたのかもしれない。

しかし、六十四年目の己酉に入つてわずか一週間、いわゆる松の内の正月七日、ついに史上最長の昭和年号は終り、直ちに「平成」という新元号が定められ、翌八日から実施された。その当初すこし戸惑いを覚えた人々も、すぐに使い馴れて、結構いい年号だ、と評価する声が高まり、今では広く馴染まれている。

ただ、改元の手続きや新元号の出典などに関する資料を調べ直してみると、大筋は妥当であるが、細部に補足説明を要する点などが少なからぬよう思われる。そこで、あらためて「平成」元号の誕生したいきさつを振り返り、また出典・章句の意味、そのほか若干の問題点について、管見を論述する。

一 「元号法」と改元手続き

「平成」の改元は、十年前に制定された『元号法』を初めて適用して行われた。従来の「昭和」年号は、その前の「大正」と同様、明治の『皇室典範』および『達極令』に基づき、新帝繼祚(皇位繼承)の直後、枢密院で審議して上

奏した結論どおりに「勅定」(天皇がみずから定めること)されたものである。しかし、この兩法令が戰後GHQの指示で廃止され、代りに作られた現行『皇室典範』には元号の規定が入れられず、別に政府の起草した「元号法案」も闇に葬られた。それゆえ、元号は明文上の法的根拠を失い、公私とも單なる慣習として使われる状態が長く続いた。けれども、これでは将来の改元を行えないおそれがある。

そこで、明和が明治を追い抜いた四十五年前後から「元号(再)法制化」の世論が高まり、五十四年(一九七九)六月、『元号法』の成立をみたのである(詳しく述べ本著第四章参照)。その法律は、左のごとく本則二項から成る(附則省略)。

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の繼承があつた場合に限り改める。

これは、現行憲法で象徴天皇は「国政に関する権能を有しない」とされているために、まず1で内閣が政令によって元号を定めるとの原則を掲げ、また2で現行憲法にも「皇位は世襲」とされているため、明治以来の一世一元制を踏襲して「皇位の繼承があつた場合に限り」改元する(在位中一元号で通す)との原則を示したものである。

しかし、これだけでは具体的な改元方法がわからない。そこで、同年十月、閣議報告として「元号選定の手続き」(本書第四章の二所引)が公表され、その一部が五十九年七月に改正された。

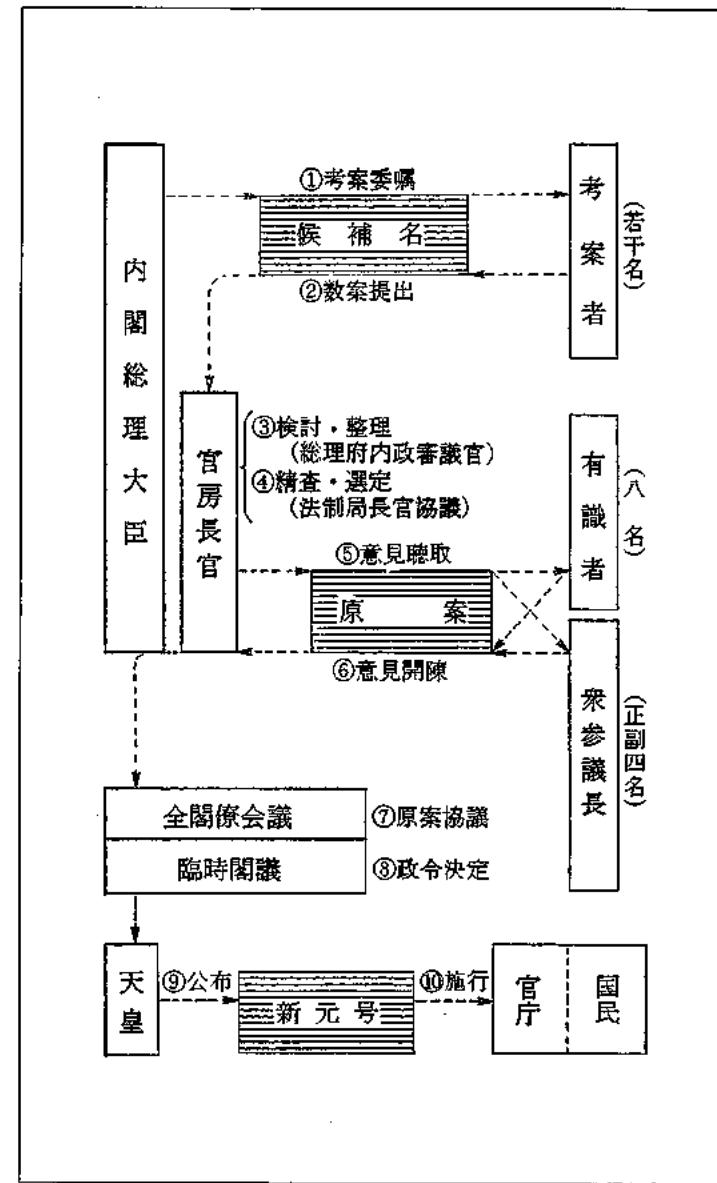
これによつて、新元号は考案者(若干名)が候補名(各人二~五)を提出すると、内閣官房長官が整理して原案(數個)を選定し、全閣僚会議の協議により最善案を選び、閣議で決定する、との手続きは明らかになつた。けれども、これをみるかぎり、最終段階で国民を代表する衆参両院議長の意見を伺うとなつてゐるが、それをどのように通ふのか、はつきりしていない。

また、一体こののような改元の手続きはいつ行うのか、その新元号はいつの時点から使うことにするのか、など具体的なタイム・スケジュールが示されていない。

京都産業大学名誉教授 モラロジー研究所教授 所 功

E-mail:itokoro.moralogy.jp
公式サイト 汗青プラザ
: <http://tokoroisao.jp/>

表10 新元号の成立過程



しかし、右の点についても、昭和六十三年九月二十日、昭和天皇の御病状急変に対応して、内閣の元号担当者が協議し「新元号選定の際に、広く国民の声を聞くため有識者数人の懇談会を開くこと、新元号のスタートを即位の日ではなく、その翌日が翌々日とする」という方針を、内々固めたという。こうしてようやく改元の法律も細則も準備されるに至った。その改元手続きを図示すれば前ページ表10のとおりである。

二 正月七日の改元ドラマ

昭和天皇は未曾有の内臓御手術から十五箇月半後、御病状急変から数えて百十一日目の昭和六十四年正月七日前六時三十三分、吹上御所で満八十七歳八箇月余の生涯を終えられた。それから新元号が公表されるまで約八時間の推移は、すでにマスコミ各紙が詳しく報じており、またいざれ公的な記録が刊行されるにちがいない。よって、ここには私自身が見聞体験したことを中心に書きとめておこう。

私は昭和五十二年二月、「日本の年号」と題する概説書を著わし、また同六十三年三月、論文集『年号の歴史』を纏めた(共に雄山閣出版刊)。そんな関係上、かねてNHKから、万一の場合、改元関係の報道に協力するよう求められ、そのため、何回も呼び出しがうけた。正月六日の朝も、血圧七十以下で御容好転せず、との連絡をいただいたので、とり急ぎ上京。翌七日朝早く「危篤」の報に続いて「崩御」の知らせを受け、しばし呆然とした。

まもなく、身支度を整えてNHKに急行したが、報道局内のスタッフたちは緊張した面持で特別番組の最終準備などに走り廻っていたから、私はしばらくの間テレビを観ていた。すでに八時半からの臨時閣議をへて官房長官が新元号原案の選定作業に入ったこと、十時から皇居の新宮殿(松の間)で「劍璽等承継の儀」が国事行為として簡素厳肅に行われたことなど、次々画面を通して知りえた。

そのうちに、改元の閣議は午後一時すぎらしい、との連絡が入ったので、午前中に放送の合間にぬつてアナウンサ

表11 田本の「[a]公年」文字と其補充用文字の一覽

(b)		(a)
用邦秩清順惠義育	德正至乾感安	万4德15 1519111117
樂封澄端初高見飲允	坤昭字元龜雲	明7仁13 133112752
立豐徵靜叙綱堅休運	巽神朱護壽永	蠱3白長 19313329
隆命延盛章克健求皆	震武鳥齊痔弘吉延	賁16定聖經載顯恭授興久應
竟有定國統始玄協監開	離福貞政授興久應	離16161616
令佑統國彰始祉廣協監漢	巽文賴祚祥字享嘉	老19 1911118612
礼祐道節慎祉廣功業漢	坎天泰昌康慶化	困7 7112711103
(他に表外十一字)裕得善崇受功恒啓含	和保同大承衡景寬	和19 1911614115
慾寧聰垂柔恒啓敬紀	宝銅治勝國觀	宝10 1012111193
陽能太瑞俊洪敬紀		
容輔地世淳厚繼基		

五画)は、従来の公年号一四六(大化・昭和、白鳳を除き北朝年号を加えた数)に使われたことのある七一字(表の右側③)のひとつであり、十一回用例がある(平治・天平・寛平・承平・康平・仁平・正平など)。

された。もつとも、平安中期以降すでに候補名の中にあげられて未だ採用されたことのない一〇六字（義の左側回）のひとつではある。

れられたのは英断と称してよいであろう。
なお、参考までに、諸橋轍次博士の『大漢和辞典』第四巻(初版昭和三十一年)をみると、「平」の項(現行版四九九頁)に「平成」がすでに熟語としてあげられ、「ハイセイ」と読まれている。次に「平成」の意味は、小渕恵三官房長官が記者会見のさり読みあげた竹下登総理大臣の「談話」に、次のとく説明されている(傍点筆者、以下同様)。

漢字は現行字体で示した。(a)の漢字の下の算用漢字は一四七の公年号に使われた回数である。
漢字の右脇に無印は教育漢字、一印はプラス常用漢字、二印はプラス人名漢字、三印は表外漢字である。

五帝本紀、及び『書經』の大禹謨の「内平かに外成る」(史記)「地平かに天成る」(書經)といふ文言の中から引用したものであります。この『平成』には、国内内外にも天地にも平和が達成される、という意味がこめられており、これから新しい時代の元号とするに最もふさわしい……」

この説明で一応事足りるが、戸川芳郎氏(東京大学名譽教授)の御示教によれば、「平」は空間的に社会が治まる」と、『成』は時間的に万物が整うことであり、兩者あわせて、世の中が穏かに進んでゆくことを意味するらしい。

このような年号の出典としては、平安中期(十世紀)以降の史料しか残っていないが、従来判明したものを数えてみると、森鷗外の『元号考』や森本角藏氏の『日本年号大観』などによれば、七十七種ほどある(未採用候補名の出典も加えれば百種以上)。そのベストテンに入る古典は、一「書經(尚書)」35回(未採用85回)、二「易經(周易)」27回(70回)、三「後漢書」24回(57回)、四「文選」22回(65回)、五「漢書」21回(34回)、六「晉書」16回(35回)、七「旧唐書」16回(11回)、八「詩經」15回(39回)、九「史記」12回(33回)、十「藝文類聚」9回(11回)である。

西漢の書經と史記の大意

こうして選ばれた「平成」の出典章句を四字熟語としてみるとならば、「書經」は天地(タテ)の平成、「史記」は内外(ヨリ)

二）の平成を表しているように思ひられるが、文部省の内閣に同書が送りこしられ、すなわち、「書經」の「大禹謨」篇は、本来孔子の編といわれる原文がなく、それが一たん失われた後、おそらく南北朝時代（四世紀ごろ）、晋の梅頤などが古書に引かれていた断片的な逸文などを集めて作ったものといわれる（林泰輔氏「書經講義」、池田末利氏・全耕漢文大系『尚書』参照。以下の訓読と通釈も右両書參照）。そのなかに次のようないい記事がみえる

「西曰、於帝念哉、德惟善政、政在養民、水火金木土穀惟修、正德利用厚生惟和……俾勿壞。」（西曰はく、ああ帝（舜）愈はんかな、徳はこれ政を善くし、政は民を養ふにあり。水火金木土穀（六府）これ修め、正徳・利用・厚生（三事）これ和し……壞る勿らしめよ。）

「帝曰、愈、地平天成、六府三事允治、万世永頼、時乃功。」（帝（舜）いはく、愈り、地平かに天成り、六府・三事まことに治まれば、万世永く頼らん、これ乃の功なり。）

これは、中国太古の伝説的な天子舜帝の登用した禹（夏の始祖）が、政治は民生に不可欠の六府（五行の働きと五穀の実り）が育つよう、また三事（人徳を正しくし、日用を便利なし、生活を順にする）が行われるようにすることこそ肝要、と進言したこと。舜帝は「そうだ、地も天も確かに治まり、六府と三事が本当によく行われるならば、未永く頼りになるから、それこそ汝の功績である」と称賛した、というような意味である。

一方、『史記』は、周知のことと漢の司馬遷（BC九三年没）の完成した歴史書であるが、卷一の「五帝本紀」は、伝説的な黄帝から舜帝まで五名君の治績を記した部分で、史実というより古代中国の政治的な理想像を描いたものといえよう。そのなかに次のような記事がみられる。（以下の訓読と通釈は瀧川隼太郎氏『史記会注考證』、吉田賢抗氏・新釈漢文大系『史記』参考）

「昔、高陽氏有才子八人、世得其利、謂之八愷。高辛氏有才子八人、世謂之八元。……舜舉八愷、使主后土、以揆百事、莫不時序。舉八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成。（むかし高陽氏に才子八人あり、世その利を得て、これを八愷といふ。高辛氏に才子八人あり、世これを八元といふ。舜は八愷を挙げて后土を主らしめ、以て百事を揆らしめしに、時に序であるなし。八元を挙げ、五教を四方に布かしめしに、父は義、母は慈、兄は友、弟は恭、子は孝にして、内平かに外成れり。）」

これは、舜帝（黄帝の八世孫）が、かつて高陽（黄帝の孫）の時代、世の中に利益をもたらした八愷（八人の温良な才子）

たちの子孫を登用して、土地のこと（経済）など万事を任せたところ、すべて時宜をえないことはなく、またかつて高辛（黄帝の曾孫）の時代に活躍した八元（八人の善良な才子）たちの子孫を登用して、五教（儒教倫理）を天下に弘めさせたところ、父は正義強く、母は慈悲豊かに、兄は弟妹に親切、弟は兄姉に柔順、子は両親に孝行となり、内（家庭ないし国内）も外（世間ないし国外）も平和になった、というような意味に解することができよう。

五 『春秋左氏伝』に両句併出

ところで、放送中に私の脳裏をかすめたことが二つある。その一つは、「平成」という文字が確かに過去の候補名中についたはずだ、ということ。いま一つは、「内平外成」とか「地平天成」というような熟語表現は、おそらく他の漢語にもあるにちがいない、ということであった。このうち、まず後者の事例から紹介しよう。

それは『春秋左氏伝』にみえる。本書は、孔子が筆を加えたとい伝えられる魯の歴史書『春秋』に対し、左丘明など（末詳）が西暦前二世紀ころ注釈を作り漢代にも手直しされたといわれる伝（注釈書）である。そのなかに次のような記事がみえる。（以下の訓読と通釈は鎌田正氏・新釈漢文大系『春秋左氏伝』参考）

(a)僖公二十四年（BC六〇六）

「君子曰、服之不レ衷身之災也。詩曰、彼口之子不レ称貞服。……夏書曰、地平天成、称也。」（君子いはく、服の表はざるは身の災ひなり。詩にいはく、「彼のこの子、その服に称はず」と。……夏書にいはく、「地平かに天成る」とは称へるなりと。）

(b)文公十八年（BC六〇九）

「昔、高陽氏有才子八人、……天下之民謂之八愷。高辛氏有才子八人、……天下之民謂之八元。……舜臣堯、举八愷、使主后土、以揆百事、莫不时序、地平天成。举八元、使布五教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、子孝、内平外成。」（訓読省略。前掲『史記』参考）

右のうち(a)は、子蔵という人物が華美な服装をして鄭伯に憎まれ身を滅ぼしたことなどちなんで、君子が、不釣合な服装は身の災いのもとである。詩(現存の『詩經』小雅)に「かの小人たち不釣合の服を着てしる」とあり……夏書(原『書經』の逸文)に「地(水土)は平かに治まり天(時候)も施しを成す」といつているのが本当の調和であると評した、というような意味である。この「夏書」逸文が前掲『書經』大禹謨中に舜帝の言としてみえる部分の典拠かどうかは明らかでないが、これにより古く漢代ころから「地平天成」という熟語のあつたことは確かであろう。

また(b)は、文公の跡を繼いだ宣公に対し、季文子が申しあげた政道の教訓のなかに、舜帝の治績として記されている。その内容は前掲『史記』五帝本紀の当該部分と同一であり、表現もほとんど一致する。ただ、『史記』の記事には「内平外成」だけで「地平天成」の表現を欠くが、『春秋左氏伝』では、前半、八愷の登用によって「地平かに天成り」というのと、後半、八元の登用によって「内平かに外成る」という成果をあげたのとが、対句形式になつている。しかも、通説では『左氏伝』の方が『史記』より古いとみなされており、仮に逆だとしても、「内平外成」と「地平天成」との両句が揃つて漢代ころからあつたことは、認めてよいであろう。

このように「平成」の出典章句は、公表されている二書だけでなく、それよりも古いのではないかといわれている『春秋左氏伝』に、舜帝の儒教的善政を表わす名句として、二つとも揃つてみられる。したがつて、これもふまえて「平成」を解釈するならば、あらゆる分野で有能な人材を活用することにより「国内外にも天地にも平和が達成される」という意味が一層明確になる。

さらにいえば、先の「昭和」年号(出典『書經』堯典「百姓昭明にして万邦を協和す。」)に掲げられた、「君万民の和合、世界平和の達成」という遠大な理想を、あらためて継承し発展させようとの理念を示したのが「平成」年号にほかならない、と理解してもよいであろう。もつとも、その名に実を伴なわせられるかどうかは、これからも私どもの努力いかんにかかるつている。

六 菅原道真の子孫が初提案

もう一つ、「平成」という年号案はかつて一度候補にのぼつたことがある。森本角藏氏の前掲書(資料編)を基に私が整理した「日本公年号の出典と勘申者」一覽表(後掲の付一)に明らかなどく、かつて候補にのぼり何度かに採用された年号は、出典が勘申者(候補名提案者)の判明する平安中期以降の二〇二公年号中、一二二例(約六五%)もある。念のため、五回以上の例を示そう。

1—六回……天保、2—四回……嘉慶、3—1回……文安・宝曆、4—1回……永享・安永・天明・明治、5—10回……承安・仁治・康安・寛永、6九回……慶長、7七回……応仁・天和・明和・文久、8六回……貞永・元徳・寛正、永正・嘉永、9五回……承保・久安・建保・文永・嘉元・延元・建徳・正慶・延文・応安・康曆・延徳・慶安・明暦・正徳・享和・慶応・大正。

(同時に二人が同一の年号案を勘申している場合も一回と数えた。)このうち、「明治」は室町中期「正長」改元(一四二八)の時から十一回目、「大正」は鎌倉末期「元弘」改元(一三三一)の時から五回目で、ようやく採用されているが、初回で採用された年号に較べて少しも遜色がない。むしろ、何度も候補にあげられたのは、多くの勘申者がそれだけ年号にふさわしいと考えたことを示すともいえよう。それが採用されるかどうかは、各改元時の年号案審議に関与した人々の文化的感覚や政治的判断などによることである。

しかば、「平成」を初めて勘申したのは誰かといえば、「慶応」改元(一八六五)の際、文部博士であつた高辻脩長(日高修長)にほかならない。元治二年(一八六五)四月七日に行われた「慶応」改元の関係文書(年号勘申旨書・改元勘文・改元条事定並改元次第・改元詔書など)は宮内庁書陵部に一括所蔵されており、その要点は宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第五に引載されている『定功卿記』『一条家日記』などにより知ることができる。しかし、ここでは勘申者の家系と特色について略述するに留めよう。

年号候補名の勘申者は、大学寮の文章博士と式部大輔が大部分であつて、そのポストを次第に菅原道真の子孫が多く占めるようになったから、おのずと年号勘申も菅原氏の専門家職化して江戸末期まで続いた（後掲付Ⅱ略系図参照）。ただ同氏は、途中で高辻家と唐橋家に分かれ、また高辻家から五条家と東坊条家、さらに五条家から桑原家と清岡家が分かれて、幕末には六家あつた。そのうち、元治二年に年号案を勘申したのは、高辻脩長（文章博士、二十五歳）と唐橋在光（式部大輔、三十九歳、「慶應」等十四案）と清岡長熙（式部権大輔、五十二歳、「明定」等十四案）の三人で、最年少の脩長が左の十四案を提出している。

〔第一次案〕 1 德政（御註孝經） 2 享長（唐鑑） 3 祢應（晋書） 4 大安（漢書） 5 建明（後漢書） 6 康寧（晋書） 7 天成（晋書）
〔第二次案〕 8 永基（晋書） 9 平成（尚書） 10 天寧（文選） 11 乾永（隋書） 12 萬保（毛詩） 13 永寧（宋書） 14 大亨（周易）
このうち、9の「平成」は、今回と同じく「尚書（晋書）」大禹謨の「地平天成……万世永賴」を出典章句としている。その勘申者脩長は、道真から數えて三十二世の子孫である。日本歴史学会編『明治維新人名事典』（昭和五十六年、吉川弘文館）などによれば、彼は万延元年（一八六〇）文章博士、文久三年（一八六三）大内記となり、維新後東京にて明治天皇の侍従、皇太后宮亮・東宮侍従長・宮中顧問官などを歴任し、大正十年（一九二一）八十一歳で薨じた（子爵、従一位）。著述は伝存しないようであるが、前記十四案の出典をみても、代々の家学を承けて漢籍（おもに經書と史書か）に精通していたものと思われる（詳しくは拙稿「『慶應』年号の成立過程」「慶應義塾創立大学法律学科開設百年記念論文集」平成二年、所収を参照して頂きたい）。

ちなみに、その兄弟の信蔵が太宰府天満宮の西高辻家に養子として現宮司の信良氏につながっている。今なお全国的に「學問の護り神」として敬仰される菅公の直系子孫である脩長により初めて考案提出された「平成」が、一二五年後に新しく『史記』も出典に加えて採用されるに至つたのである。

なお、「平成」年号考案者は、おそらく新元号が役割を終えるまで、公表されないことになつてゐる。もちろん「大

正」および「昭和」の場合と同じく、大礼（即位礼と大嘗祭）の終了後に編纂されるであろう公式記録には、未採用案などと共に明記されるものとみられる。

ただ、マスコミでは、物故者として、諸橋轍次氏（昭和五十七年歿、九十九歳）・安岡正篤氏（同五十八年歿、八十五歳）、坂本太郎氏（同六十二年歿、八十五歳）・貝塚茂樹氏（同六十二年歿、八十二歳）などは、政府から委嘱されていたとみられている。このうち安岡氏は、昭和五十四年の『元号法』成立後まもなく総務長官の訪問を受けて「平成」案を提示した可能性が高いといわれている。

しかしながら、これらの碩学が相次いで他界されてから、あらためて小川環樹・市古貞次および宇野精一・田賀田誠・山本達郎などの諸氏が委嘱されたであろうと推測されている。しかも、あくまで一部の推測ながら、宇野氏と田賀田氏が「正化」か「修文」という案を出され、山本氏が「平成」案を引き継いで出されたといわれている。

七 政令の公布と施行の時期

以上、新元号「平成」の成立過程と、その文字と出典の特色、章句の大意と類例および最初の提案者などについて、順次解説してきた。最後に、その政令公布の手続きと施行時期の決め方について、補足説明しておきたい。

まず改元の政令は、前述のとおり午後一時五十分からの全閣僚会議において実質決定し、統いて二時五分からの閣議で閣僚全員が署名（花押）を加えて正式決定したことになる。しかし、元号は『元号法』第一項に定めるごとく「皇位の繼承」と不可分のものであるから、新天皇と無関係に決められてよいかどうか、從来も議論があつた。たとえば、葦津珍彦氏は、「原案を奏上して『御聽許』を仰ぐべきだと主張され（中央公論編）昭和五十四年七月号「天皇と元号」）、私は「原案選定と閣議決定の経緯を速かに『内奏』して、天皇に御理解・御諒承を賜わる必要があるのではないか」（京都産業大学『世界の窓』第三号、昭和六十三年三月発行「昭和の改元と今後の改元」と指摘したことがある。

ただ、事前に「御聽許」を仰ぐとか、事後に結果を「内奏」するとしても、それは時の内閣がひそかに行うことにはすぎない。むしろ、より大切なことは、現行憲法の第七条に「内閣の助言と承認」による天皇の国事行為として、

1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。(2-5の省略)

10 儀式を行ふこと。

と規定されている。したがって、新元号は、改元の政令に新天皇の御署名と御捺印をいただく公布行為が完了してから公表することが望ましい。また、かつて金森徳次郎国務大臣が「内閣で決まった所の元号といふものを、儀式の面に於きまして天皇の御権能に導き入れることは、考へ得べきものと思つて居ります。」(昭和二十一年十一月十八日貴族院皇室典範特別委員会議事録)と答弁しているのであるから、新元号公表の儀式を国事行為とすることも不可能ではないと考えられる。

そこで、改元の決まった一月七日午後二時台の動きを調べてみると、ある新聞には「全閣僚会議が終った瞬間(二時五分)、的場内閣内政審議室長が官邸から抜け出し、パトカーで皇居に走った。……新元号名について正式発表前に新天皇に報告するためだつた。」と一見リアルに書かれている。しかし、臨時閣議の前に事務担当官が参内して新元号名を新天皇に「報告」するようなことが可能であつただろうか。

これに対して『読売新聞』によれば、「臨時閣議は、七日午後二時十分から開かれ、ごく短時間で『平成』を決めた。しかも官房長官が正式発表した同三十五分過ぎまで約二十分の間に、首相官邸から官内庁を通じて、新天皇に『新元号は平成とする』旨が報告され、この手続きの完了を待つて官房長官の発表となつた。」「ただ改元を定めた政令への正式な陛下のご決裁(ご署名)は、発表の約十分後に行われた。」と報じられている。私には、この方が事実に近いよう思われるが、はたして総理官邸から竹下首相なり小渕官房長官が皇居の藤森昭一官内庁長官あたりに電話して報告に及んだのか、今なお定かでない。

この点、もし後者であつたとすれば、官内庁長官から一種の内奏をしたことにはなろうが、憲法に明文のある象徴天皇の国事行為(公布手続き)を解説したことになりかねないと思われる。

次に新元号の施行は、「事情の許す限り速かに改元を行うという元号法の趣旨」、国民生活の便宜等、諸般の事情を考慮して、公布の日の翌日である一月八日以降について用いられる」(首相談話)こととされた。

これは、かつて大正と昭和の場合、今回と同じく先帝崩御・新帝践祚の即日、新元号を決定したのみならず、その公布詔書に、当日以後を改めて新元号元年となす旨を示して、当日から新元号を使い始めた“即日改元”的方法を探らざるを得ない。いわば「翌日改元」方式を初めて用いたことになる。即日改元では、新旧年号の境目が問題になる(崩御なり践祚の時刻を境にすれば同一日に二つの年号があることになり、便宜的に午前零時に遡つて新年号を及ぼせば当日崩御までの時間を否定することになる)から、今回は公布的翌日前零時まで繰り下げるにより、従来の矛盾を解決したのである。

しかし、このような翌日改元が可能なら、翌月一日改元とか翌年元旦改元も不可能ではないはずである。私は数年前から、先帝の崩御が年末に近い場合、新しい元号は新帝践祚後速やかに決定公布し、年を躰えて翌年元旦より一齊施行する“躰年改元”も検討に値すると唱えてきた。おもな理由は二つある。

その一つは、平安初期から明治初年まで一千年余り、「國君即位し、年を躰へて後に改元するは、臣子の心、一年に二君あるに忍びざるなり。……先帝の残年を分ちて自身(新帝)の嘉昌を成すは……孝子の心に違ふなり」(『日本後紀』)との理由により施行されてきた「躰年改元」の伝統にこめられている皇位繼承者間の心情を尊重したい、という思いである。いま一つは、公私とも元号を使用する機会の多い一般国民の便宜を考慮して、新元号への切り換え準備などをしやすくするために、年の区切りとして明瞭な新年元旦から一齊に使い始められるようにする現実的な合理性にも配慮したい、という考え方である。

とはいっても、たまたま今日は新年正月七日(土曜日)早朝の先帝崩御・新帝践祚であつたから、その数時間後に新元

号を決定して、即日公布・翌日施行という措置がとられ、翌日の八日が偶然日曜日だったこともあって、ほとんどの官庁や会社などでは翌九日月曜日朝までに準備をしてスムーズに使い始める事ができたようである。それが新時代への速やかな気分一新をイメージづけるのに大きな役割を果たしたことであろう。

したがって、今回の翌日改元は、国民生活の便宜（合理性）には支障をきたさなかつたであろうか。この点は、あらためて慎重に検討したうえで、百年後の当局者が臨機応変に対処されることを念じている。

こうして、新元号の「平成」はスタートした。『元号法』制定から十年、万々一に備えて極秘に検討を重ね、政令による一世一元の新例を開いた関係各位の御尽力に、国民の一人として謝意を表したいと思う。

また、首相談話の末尾に「元号は、千三百余年の歴史を有しております……日本人の心情に溶け込み、日本国民の心理的一体感の支えにもなつております。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ……生活の中に深く根ざしていくことを心から願っている」とみえることも同感である。

以上は「平成」改元直後に委嘱され、一週間で書き上げたレポートである。その後二十五年経った今日、「平成」は元号としてだけでなく、大学や会社などの名称にも用いられている。ただ、年の表し方は、むしろ平成に入つてから西暦を使う傾向が進みつつある。

とはいって、日本の公式紀年としては『元号法』に基づいて定められた「平成」を尊重するのが当然であり、事実、役所の戸籍や免許証も銀行の通帳や証書類も原則元号で統一されている。今後とも、一方で西暦の機械的な便利さを駆使しながら、他方で元号のもつ文化的な豊かさを大切に保持したいものである。

編著者 所 功

執筆者 久禮 旦雄
五島 邦治
吉野 健一
橋本富太郎



書名：日本年号史大辞典 普及版

編著者：所 功

価格：9,936 円

新版年月日：平成 29 年 1 月 17 日

ISBN：9784639024361

平成 26 年 (2014) 1 月 25 日 初版発行

《検印省略》

にほんねんごうしだいじてん 日本年号史大事典

編著者 所 功

発行者 宮田哲男

発行所 株式会社 雄山閣

東京都千代田区富士見 2-6-9

T E L 03-3262-3231 / F A X 03-3262-6938

U R L <http://www.yuzankaku.co.jp>

e-mail info@yuzankaku.co.jp

振替：00130-5-1685

印刷・製本 株式会社 ティーケー出版印刷

©TOKORO, Isao 2014
Printed in Japan

ISBN978-4-639-02296-1 C3021
N.D.C.210 806p 22cm